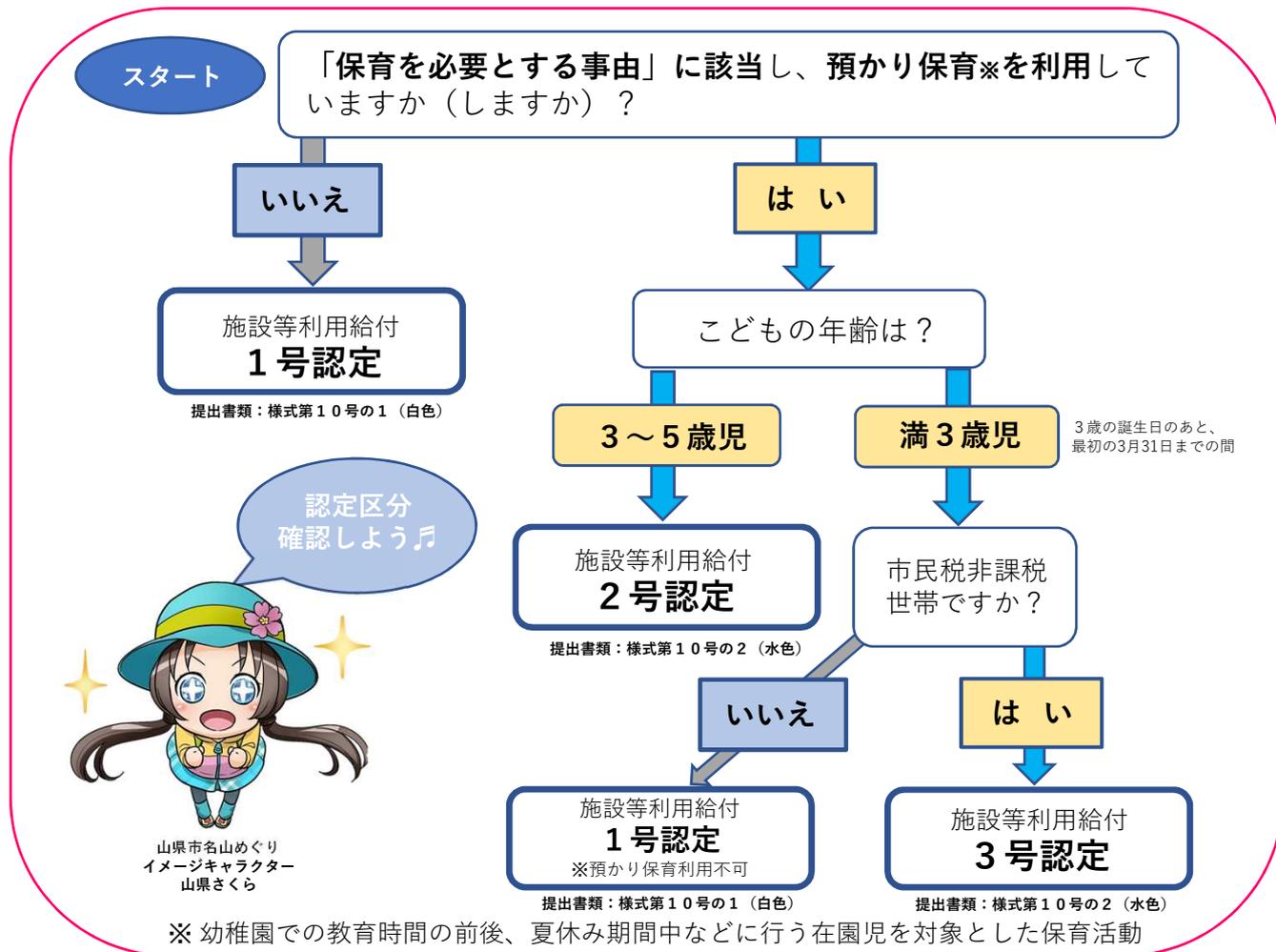


# 認定区分チェックリスト



## ※1 保育を必要とする事由

保護者のそれぞれが、次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 1ヶ月に64時間以上働いている（家事以外）
- ② 妊娠中または、出産後間がない（出産予定日前6週から、産後8週）
- ③ 疾病、負傷または、心身の障害のため保育ができない
- ④ 同居の親族を常時介護または、看護している
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあっている
- ⑥ 求職活動を継続的におこなっている（求人情報を閲覧するのみは該当しない）
- ⑦ 就学または、職業訓練を受けている

認定申請時には、上記を証明する書類の添付が必要となります。

## ※2 預かり保育

幼稚園での教育時間の前後、夏休み期間中などに行う在園児を対象とした保育活動（各園により実施状況は異なりますので、詳しくは各園にお尋ねください。）

上記のフローチャートで「1号認定」に該当する場合は、様式第10号の1（白色）

「2号・3号認定」に該当する場合は、様式第10号の2（水色）  
を提出してください。